

民謡伝承の場

小野寺  
節子

はじめに

一 民謡の担い手と歌の伝承

二 日本民謡協会の役割と民謡民舞の発展

三 県別民謡緊急調査の成果と課題

おわりに

## はじめに

民俗芸能の調査は、文献史的な手法による芸能の古体やルーツを探るものであれ、経過観察的な手法による芸能や背景を探るものであれ、芸能の実態について調査者がどのような視点で、捉えようとしているのかという点がポイントである。

平成一四年十一月、筆者は、東北地方の掛け歌を調査する過程で、民謡の歌い手であり、地域の歌の発掘や伝承に係わってきた一伝承者とお会いすることができた。そこで聞かせていただいたものは、暮らしや作業に伴う掛け声や戯れ歌ではなく、伴奏や合いの手を伴う芸謡化された、聞き栄えのする歌と声であった。しかし、歌にかける想いや伝承に費やす思いは、調査者を圧倒する力強さがあつた。

また、歌い手であること、歌の発表の機会をもつこと、歌の後継者を育成することなどは、活動の組織化や全国的な組織との繋がりを持つていくことでもあつた。その組織とは具体的にどのような内容と役割を果たしているのかという点と、その役割の一部と重複する、一九八〇年代に全国規模で行われた民謡調査の収集と結果について、どのような総括が行われているのか、筆者は関心を抱いた。

ここでは、こうしたことから「民謡の担い手と歌の伝承」「日本民謡協会の役割と民謡民舞の発展」「県別民謡緊急調査の成果と課題」について述べる。

## 一 民謡の担い手と歌の伝承

## 民謡の担い手

福島県いわき市在住の坂脇尚基氏は、大正一四年、福島県相馬市飯豊大字岩の子宝迫に生まれた。歌好きな母や兄の影響を受け、小さいときから歌うことが好きだったという。昭和一五年から二一年まで、東京の中野で洋服の仕立てを修業し、二一年に相馬に戻った。このとき、相馬民謡をリードしてきた堀内秀之進の弟子となり、「北方二遍返し」と「相馬流れ山」の二曲を徹底的に教えられた。堀内秀之進の後継者となった杉本栄夫からも相馬民謡（堀内流）の指導をうけた。こうした指導は、当時、鹿島・原ノ町・浪江など県内の南方民謡が全盛期で、松田タケ、荒フヨといった歌い手もいたので、相馬民謡を確立したいという思いがあったのではないかという。

昭和二八年、いわきに居を移し、盆踊りで「相馬盆唄」を歌ったところ、地域の踊りと合わないことや、地元「めでた」という祝い歌があるのを知った。「いわきには民謡がないと思っていたが、地元には地元の歌があることを知るきっかけになった」という。その後、内郷・平・植田を歩き、「じゃんがら」「山田やつこ」「盆唄」などを知り覚えたという。

昭和三三年、小名浜に居を構え、民謡の発掘、普及に携わるようになった。昭和三〇年代は、多くのほど自慢や民謡大会に出場し、成果を披露していくようになった。四一年の郷土芸能研究会主催「みちのく民謡大会」（プログラム『第三回みちのく民謡のつどい』東京九段会館）で、自ら発掘した「酒屋唄」「草刈唄」「ハッパ節」を歌い、町田佳聲・竹内勉氏に注目された。これらはいわき民謡が全国的に知られるきっかけともなった。

四〇年代後半になると「いわき民謡保存会」（当初は二五名、現在は一七名）が発足した。また、坂脇氏自身は、四九年の一年間、『いわき民謡』に「いわきの民謡」を連載し、一八曲の歌を発表したり、五〇年には、クラウンレコードから「いわき民謡」一六曲をレコード化したりした。

さらに「いわき民謡保存会」など一〇団体が「いわき民謡保存会連合会」を組織した。五〇年には、第七回いわき市民文化祭に「いわき民謡保存会連合会 第一回民謡研究発表会」（いわき市文化センター）として参加している。

二年後の五二年には、「第一回いわきめでたコンクール大会、第二回民謡研究発表会」（磐城市民会館）、五六年には、「第二回いわき市制施行一五周年記念いわき民謡大賞」（小名浜市民会館）が催されている。こうした会の名目はその年によって異なっているが、「いわき民謡大賞全国大会」は平成九年には第一八回となった。

平成十一年一月七日に行われた「坂脇尚基五〇周年記念講演 民謡人すじ」（平市民会館）では、発表会の「第五幕 新曲発表二題」として、深山田紙漉き唄が披露されている。

# 深山田紙漉き唄と歌の伝承

この「深山田紙漉き唄」は、昭和六一年に坂脇氏が瀬谷氏からその歌詞を手渡されたもので、もともとは、昭和四〇年代に瀬谷氏が京都の紙漉き研究家から遠野の紙漉き唄として教わったものだったという。そのときの歌詞は、

・ 深山田すきだよ 紙漉きいやだ 夜詰め早起き 水仕事

・ 紙の儲けは カンダのように みんな問屋の 懐に

・ なんぼいやでも 漉かねばならぬ いとし妻子が 居るだもの

・ 月はかたむく 夜はしんと 更けてまだ打つ 紙絹を

・ 好いた二人の 仲ではないが どんな苦労も かまやせぬ

であった。その後、「かまやせぬ」を「いとやせぬ」というように歌詞の一部を変えたり、合いの手（掛け声）を入れたりして、作品として整えていった。「カップポ カップポ カップポ」など三種の掛け声は、紙漉きのところとした水の様子を表している。平成十一年一月の歌詞メモでは、次のように記されている。

・ 深山田すきだよ（↑いやだいやだよ） カップポー カップポー 紙漉きなれど（↑紙漉きいやだよ） カップポ

カップポ 夜詰め早起き カップポ 水仕事 カップポ カップポ

・紙の儲けは カッポー カッポー カンダのように カッポ カッポ みんな問屋に カッポ しぼられる カッポ カッポ

・いかにつらくも「↑どんなに苦しくも」カッポー カッポー 漣かねばならぬ カッポ カッポ かわいい妻子のカッポ ためじやもの「↑生きるため、暮らすため」カッポ カッポ  
 ・月のかたむく カッポー カッポー 夜はしんしんと カッポ カッポ 更けてまだ打つ カッポ 紙絹に「↑紙絹を」カッポ カッポ

この他に、相馬では目塗り節といっている「いわき左官節」については、中野タマさん（現在九四歳）によると、合いの手の「ステマカサンショ」は「して、またおいでくださいんしょ」の意味で、歌詞の最後に「土を練るときや切り藁入れて 練りの加減が 見せどころ」を脇坂氏が入れるようになった。「いわき粃打ち唄」は、歌詞が悲惨で絶望的なので、歌詞を加え（作詞）して、現在の歌に整えたという。棟梁送りの歌である「いわき矢送り唄」は、矢を天秤にして祝儀物を担いで帰っていく棟梁の様子をうたったもので、実際に棟梁は酔っていても毅然としていた。歌詞はそれのみただけで歌がわかるように作られているという。

脇坂氏によると、「一度発表してしまうと、歌が決まってしまう。元歌は元歌でよいが、出すには演出が必要」「歌だけでは狭いので、郷土芸能にしておくとい」といい、歌の担い手として歌を発表する責任と誇りとが窺える。

また、この間、弟子の門馬妙子や大平幸子などがいわき民謡を歌い、民謡コンクールで最優秀賞などを受賞するようになった。歌は直に教えたり、民謡教室などを通して指導したりしている。

そして、さらに歌の発表の機会、後継者の育成や活路を期待し、平成一四年二月一日、「民謡いわき支部」として、財団法人日本民謡協会から支部の認証を受けた。ちなみに、平成一三年一二月の時点で、この協会の団体数は約一〇〇〇支部、個人会員は約三五〇〇〇人で、福島県には、県南連合会委員会二三支部、県央連合会委員会一四支部、県

北連合会委員会一〇支部がある。

## 二 日本民謡協会の役割と民謡民舞の発展

財団法人日本民謡協会

ここではすでに周知の団体である財団法人日本民謡協会について、概略を示してみたい。

日本民謡協会の沿革は、昭和二四年当時、後藤桃水の顕彰碑を建てた民謡を愛好する有志によって、昭和二五年六月二四日に創立され、昭和四〇年五月一〇日に財団法人となった協会である。

発足時に作られた会則は、その後の活動の基礎となっている。創立時に民謡協会発起人会で承認された会則案は、浦本政三郎、菊池淡水、海部嘉章によって草案が作成されたもので、昭和四〇年の財団法人化を経て、今日に至るまでその基本的な内容は変わっていない。

その会則は、一、総則 二、組織 三、機関 四、事業 五、会計 六、雑則から成り、「一、総則」では、「この会は民謡愛好者の全国連絡機関となり、民芸としての民謡を旺んにし、民謡の向上普及に努め、その総合芸術化を図り、庶民文化の向上に寄与することを目的とする」とし、「四、事業」では、「この会はその目的を達成するため左の事業を行う。①研究会及発表会の開催 ②支部結成の促進及研究活動の援助 ③機関雑誌、機関新聞、民謡に関する図書の刊行 ④楽譜、練習用レコードの発行 ⑤指導者の派遣と会員の出演斡旋 ⑥素人民謡家の等級審査 ⑦其他本会の目的にそう事業」としている。

現在は、目的、組織・運営、活動、認定試験、発掘民謡および新作民謡募集などについて、次のような揭示がある。目的は、「民謡民舞の保存育成および普及を図り、日本文化の向上に寄与すること」とまとめられている。組織は、

本部、連合会、支部から成り、支部長によって会員がまとめられている。本部には一一部会「総務部、渉外部、組織部、広報部、研究部、事業部、普及部、認定部、出版部、青少年部、経理部」がある。運営は、「理事、監事、顧問、相談役、参与、特別委員、評議員、大会実行委員長、部長、監査委員、連合委員会委員長、支部長」を選出し、運営に当たっている。

#### 活動内容

活動については、多彩な内容があげられている。<sup>②</sup>

##### 一、研究・普及活動

民謡民舞および民俗学会の最高権威者による講演会・講習会・研究会を随時開催（全国民謡民舞講習会、民謡講習会、民舞講習会、唄ばやし講習会、三味線講習会、尺八講習会、太鼓講習会、少年少女講習会、青年講習会、民謡普及のための行事（研修会、指導者の全国各地派遣、その他。

##### 二、伝習、調査・採譜・録音

現存曲や舞踊の伝習につき本部、支部が協力して行っている。また昔使用されていた農機具等の資料のほか、数千種にのぼる曲の録音盤が保管され、会員と一般愛好者の研究資料に供されている。

##### 三、民謡・民舞の発掘

毎年数十種のうずもれた民謡民舞を発掘し、審査委員会の審査を経て、優れたものは全国大会で披露している。

##### 四、広報・出版活動

広報活動としては隔月会報を発行し、<sup>③</sup> 全会員に届ける。民謡撰集・ポケットポケット民謡・民謡教本の出版の他、民謡手帳・民謡民舞カレンダー等。



## 五、演奏活動

民謡民舞の保存、育成、普及および会員の技量水準の向上と親睦を深めるために、各種大会を行っている。

連合大会（おおむね各都道府県に連合委員会を組織して行われる大会で、毎年一回開催され、コンクール種目を実施して優秀者を表彰する）、全国大会（全国の連合大会のコンクールで良い成績を修めた方が出演する全国的規模の大会で、ここでの優勝者には内閣総理大臣賞をはじめ、各大臣賞が贈られる）、春季大会（全国八地区に於いて春季大会を開催し、民謡民舞のコンクールおよび任意種目を実施して、地域の振興と民謡・民舞の普及を図る）、少年少女大会（全国各地で少年少女大会を実施し、各地の優勝者を集めて、全国大会を行い、小学生と中学生の日本一を決定する）、日本民謡フェスティバル（各民謡団体および曲別日本一大会等で優勝した方々を一堂に集め、NHKホールに於いてコンクールを行う）。民舞の祭典、津軽三味線コンクール全国大会など。

これらの大会は、地域の民俗芸能や、発掘民謡、新作民謡、教養番組などを併せて披露している。

## 六、表彰・顕彰制度

民謡界最高の栄誉である「民謡文化章」「民謡技能章」「民謡功労章」の民謡三賞、「民謡貢献章」を選考委員会で厳選し、贈る。

三賞受賞者の中から、とくに我が国民謡の至宝と認められる人に「民謡名人位」を贈る。

支部長の推薦する七五歳以上で協会に七年以上在籍し、功労のあった会員に「敬寿章」、三五歳以上で一〇年以上在籍し、功労のあった会員に「協会章」を贈る。

民謡および協会発展の功績が大きい人に対し、叙勲と褒賞の授与を国家に申請する。

## 七、社会福祉活動

本部・各支部が協力し、対応する地域の福祉団体を通じて活動を行っている。その他靖国神社への奉納芸能や

各種老人ホーム・各刑務所などへの慰問行事を行っている。

## 八、国際交流

日本国際民族芸能交流大会を主催して世界各国の民俗芸能と民謡民舞を競演したり、各国々へ民謡民舞団を派遣して国際親善をはかる。

## 九、指導者資格認定

各種の試験を実施して指導者を認定する。会員を対象に協会が一定の基準に基づいて資格を認める制度で、面接・学科・実技試験を実施。指導者資格認定は、六種目五段階で、全国各地（平成一四年度は一〇地区で実施）で八月から一〇月にかけて実施する。受験料は、一律一五七五〇円である。

資格は、民謡・民舞・三味線・尺八・太鼓・笛の種目別に、教授・助教授・講師・教師・助教師に分けられる。このように、あげられている項目をみると、民謡民舞を志す人々の養成、成果を発揮する演奏の機会の提供、指導者の資格認定など直接個人に関わる部分から、民謡資料の発掘、資料保管提供、社会貢献、国際交流などに至って、民謡民舞の全般に関わっている。この協会の歴史とともに、活動内容の充実が求められてきた様子が窺える。

## 発掘民謡および新作民謡の募集

活動の中で、発掘民謡および新作民謡の募集（研究部）は、興味深い。募集要項を順次みていくと、発掘民謡および新作民謡は次のように規定されている。

発掘民謡とは、一部の人により唄い踊り継がれてきたものや、以前に唄われていたが、その後途絶えていたものを調査し、補作したもの。（イ）いつ頃から唄われ、踊られていたか。（ロ）どの地方で唄われ、踊られていたか。（ハ）どのような時に唄われ、踊られていたか。（祈願・祝事・労作・酒宴等の区別）

新作民謡とは、新たに作詞・作曲したもので、他人が一切手掛けていないもの。(イ) 各地区の風土色・生活・産業・観光などを取り入れたもので、民謡としてふさわしいもの。(ロ) 審査会に認められた曲は、作詞・作曲に係わる著作権について、当協会との譲渡契約を交わす。他者との譲渡契約済みの場合は対象とならない。

また、具体的な応募要項と審査方法は次のようである。

応募要項は、(イ) 応募曲については、未発表の作品に限る。(ロ) カセットテープに吹き込みの上、解説書(正確なもの)および歌詞とともに録音時の歌手伴奏者などの氏名を添え、当協会研究部宛に郵送(簡易書留郵便)。踊りの振付があるときは、図解を同封する。(ハ) 民舞の場合、さらに服装等が分かるよう「カラー写真」を添える。(ニ) 応募録音テープおよび歌詞・解説などは採否に拘わらず、返却しない。(ホ) 応募曲の伴奏は、邦楽器を原則とする。審査方法は、(イ) 理事長の委嘱する委員会において、採否を決定する。(ロ) 審査会において、発掘民謡・新作民謡として採用されたもの、または不採用になったものについて、各々薄謝を贈る。(ハ) 審査会で入選または選出された曲については、全国大会で出場発表する。

この民謡を発掘するという作業は、後述する行政による民謡調査などと重複する部分でもある。だが、発掘民謡は「調査し、補作したもの」といい、演奏表現するための民謡発掘ということになる。これは先の脇坂氏の姿と合致し、「民謡伝承の場」の一つに違いはない。民謡が変化変容していくことで継承されていくのは、こうした時点で確実に見てとることができる。

しかし、ここでいわれる民謡の発掘と悉皆的な意味をもった行政などの民謡所在調査とは、「発掘」ということばの意味合いが異なっている。往々にして両者が互いに混同する、元々違いの論議は不要であるといった意見によって、曖昧にされてきた部分なのである。ここでは「民謡伝承の場」の一つがここにもあるということを描きおきたい。山形県の民謡活動と日本民謡協会との関わり

それでは、地方と協会との関わりはどのようなものであったのか、一例として山形県の場合をあげてみよう。

『山形県芸術文化史』第三部（山形県芸術文化会議編 平成五年）に記された高橋昭氏の「民謡編」（四〇一～四一三ページ）では、山形県内の民謡団体の動向が整理されている。内容は、前編にあたる浅野健二氏執筆の県内伝承民謡の概要に続くものである。これによると、戦後のNHKのご自慢大会やNHK東北民謡コンクールでの出場・上位入賞の様子、昭和二五年の日本民謡協会発足当時のエピソードや全国大会への出場状況、同協会の民謡三賞受賞者のこと、昭和三七年の山形県民謡振興会の設立などがまとめられている。

日本民謡協会発足時のエピソードは、『日本民謡協会史』（以下『協会史』とする）にもあり、初代理事長浦本政三郎が鶴岡市出身であること、このときに結成された三支部の一つが酒田市の東北民謡研究会であったこと、後藤桃水が県内を巡り山形県支部結成に尽力したことなどがあげられている。

また、『協会史』によれば、最初の三支部は、東北民謡研究会（酒田市、輪島如水、武蔵民謡研究会（川口市、長島雄水）、北海道支部（今井簗山）であり、山形県支部と同時期に、秋田県支部、福島県支部、八戸市支部、長野県伊那支部、芝支部、川口市共楽会支部、浅草千鳥会支部、宮城登米郡支部などが結成されたという。

地方から捉えられる民謡へのまなざしや、中央組織となる協会との関わりをみることができる。

## 民謡民舞の発展

昭和四〇年代末までの協会全体の流れは、①昭和二五年の協会設立、②二〇年代後期の初期活動、③昭和三〇年代の大会拡充と初期リーダーの交代、④昭和四〇年の財団法人化、四二年の執行部交代、⑤昭和四五年度の協会創立二〇周年行事、四七年の日本国際民族芸術祭開催などを経てきたといえよう。

この間、民謡の学研的立場と歌唱演奏的立場、地方と中央（東京）となどさまざまな違いが露呈することもあった

というが、全体の流れを前進したり是正したりしながら、民謡の世界が増幅されてきたのは事実であろう。

とくに創設当時の事業計画には、唄や楽器の教育者（育成）プランがあり、「合理的な教授法、簡易楽譜の研究、五線譜の普及」などがあげられ、これらは和洋の教授法の比較研究が必要というところから取りあげられたという。『協会史』の協会事業史略年表（一四一ページ）によると、昭和二六年一月五日に、第一回第一研究部会が開催されている。これは、これらを押し進めるために作られた研究会で、第一部（唄）菊池淡水、第二部（和楽系伴奏、第三部（洋楽系歌及び伴奏）佐々木章、第四部（舞踊）花柳徳兵衛、第五部欠、第六部（作曲）大村能章、第七部（作詞）高橋掬太郎が世話人となり始まった。そして、会報七号（昭和二六年三月）では佐々木章の初等音楽講座、八号（同年四月）では菊池淡水の初等民謡講座、一一号（同年七月）では榎本秀水の尺八講座が掲載されるようになった。『協会史』でも触れているが、「この他舞踊、童謡、作曲、編曲などあらゆる部門に互って研究活動が行われ、高い理想のもとに協会の研究活動は出発した」（九一ページ）のである。

こうした背景には、戦前に始まった町田佳声などの地方民謡の採集や、昭和一六年の柳田国男を団長とした東北民謡視聴団が起こしたうねりは多大なものがあり、一七年に武田忠一郎の『東北の民謡 岩手県の巻』（仙台放送局、一九年に『日本民謡大観 関東篇』（日本放送協会）が刊行されており、これらの刊行は戦後に続いてきたのである。また、伝統芸能の世界でも、昭和三〇年代になるとNHK邦楽技能者育成会などが催されるようになり、それまでの流派や家元のみの伝統を越えた修練の場が設けられるようになった。

しかし、前述の発掘民謡及び新作民謡募集については、新作民謡の「（ロ）審査会に認められた曲は、作詞・作曲に係わる著作権について、当協会との譲渡契約を交わす」という点や、その審査方法の「（ロ）審査会において、発掘民謡・新作民謡として採用されたもの、または不採用になったものについて、各々薄謝を贈る」という点においても、応募者と歌の両方に結果的に規制をかけたり、商業ベースへのシフト化を招いたりしなかったのだろうか。

だが、民謡民舞の分野では、表現することで歌や歌い手、踊り手も世に出るのである。舞台に立つことは重要な発表の方法であり、認めてもらう機会であり、競い合う場となる。コンクールへの期待、入賞者の晴舞台となる大会やフェスティバル、指導者としての実力を認定する制度などは、民謡民舞の発展に欠かせないものだったのである。今日、民謡民舞の世界では晴れやかで華麗な行事が支持され、展開されているのである。

### 三 県別民謡緊急調査の成果と課題

#### 県別民謡緊急調査の設定時期と目的

一方、行政からの対応はどのようなものであったのだろうか。

昭和五十一年の文化財法改正の後、昭和五〇年代半ばに始まった県別民謡緊急調査は、この後に民俗芸能、祭り・行事、民謡ビデオ、祭礼山車と続く調査の先駆けであった。「調査」に、「緊急」を戴くこの調査には、現状に対する危機感があつたはずである。<sup>④</sup>

この危機感には、民謡が芸謡化され、商業ベースに乗っていくことに対して、無形民俗文化財という視点からの漠然とした不安や、生産生業や暮らしの変化で、歌の機能が失われていくだけでなく、歌をうたう機会さえ激減していくという失われていくもののへの良心的な 踏ん張り などが錯綜していたのではないだろうか。

これ以前行われた全国規模での民謡（歌）調査の刊行は、大正三年の『俚謡集』にまで遡る。その後、五線譜による楽譜化や、数字を用いた簡易邦楽譜などによって音の記号化が進んでいたが、これらは音楽学の資料であったり、演奏者（歌唱者を含む）の補助であったりしていた。昭和四〇、五〇年代は、地方史編纂や民俗調査の報告書刊行の時期にさしかかっていたが、歌謡に関する捉え方は採集資料の文字化が主流であり、実際の音を含む報告や刊行はま

だ限られていた。

そのような意味で、この民謡緊急調査は、基本には文化財の記録保存の考え方があったというが、音源を含む調査が行われたことは画期的なことだった。伝承者の所在、歌詞の整理と分類など文字による記録にとどまらず、この調査によって音源を確保したことは危機感に対する安堵感への転換となったに違いない。多くの人々の歌唱が録音された。この当時の調査体制、録音機材や一般的な録音技術をもって、それぞれの県では最大の努力がなされたのである。そして、将来、収録された音源を活用することで開ける展望には多くの期待があったのではないだろうか。

#### 各県の成果と報告書

各県の成果は、報告書として逐次刊行されていた（次頁表参照）。報告書の体裁は、県によって異なるが、概ね縦書きB5版の冊子で、採集地区と歌の分類を施し編集されている。冒頭に調査体制や成果の編集方針を示し、県内の歌の特徴や歌からみた県域の特色などに触れている。

また、成果の利用は、「歌」を各種芸能大会の一種目として捉えるときのその出演者リストとしたり、「歌」を無形民俗として文化財化するときの資料としたりしている。

しかし、音資料を文字化するとき、どれだけの精度が保たれたかという問題がある。言語学的なルールと、音楽としての歌詞の扱い、表記の問題などもある。それぞれの県の方針、調査担当者の費やすことができる時間や能力が大きく関与していた。

そうした中で、採録音源に関しては、次の例のような記述及び内容が大半である。

福島県報告書の「凡例」では、「調査票と録音テープは文化庁と福島県教育委員会において保管している。」や、千葉県報告書の「千葉県民謡緊急調査概要」の「調査内容」では、（１）文書による調査 ア、調査票による伝承民謡

## 県別民謡緊急調査報告書刊行状況

| 県名\年 | 81 | 82 | 83 | 84 | 85 | 86 | 87 | 88 | 89 | 90 | 91 | 99 | 未刊 |
|------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 福島   | ○  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 千葉   | ○  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 埼玉   | ○  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 神奈川  | ○  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 石川   | ○  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 兵庫   | ○  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 愛媛   | ○  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 香川   | ○  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 宮崎   | ○  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 山口   |    | ○  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 山形   |    |    | ○  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 栃木   |    |    | ○  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 東京   |    |    | ○  |    |    |    |    |    |    |    |    | ○  |    |
| 山梨   |    |    | ○  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 愛知   |    |    | ○  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 京都   |    |    | ○  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 和歌山  |    |    | ○  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 沖縄   |    |    | ○  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 長野   |    |    |    | ○  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 鹿児島  |    |    |    | ○  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 鳥取   |    |    |    |    | ○  |    |    | ○  |    |    |    |    |    |
| 岩手   |    |    |    |    | ○  |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 宮城   |    |    |    |    | ○  |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 岐阜   |    |    |    |    | ○  |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 富山   |    |    |    |    | ○  |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 大分   |    |    |    |    | ○  |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 新潟   |    |    |    |    |    | ○  |    |    |    |    |    |    |    |
| 静岡   |    |    |    |    |    | ○  |    |    |    |    |    |    |    |
| 滋賀   |    |    |    |    |    | ○  |    |    |    |    |    |    |    |
| 島根   |    |    |    |    |    | ○  |    |    |    |    |    |    |    |
| 茨城   |    |    |    |    |    |    | ○  |    |    |    |    |    |    |
| 福岡   |    |    |    |    |    |    | ○  |    |    |    |    |    |    |
| 秋田   |    |    |    |    |    |    |    | ○  | ○  |    |    |    |    |
| 青森   |    |    |    |    |    |    |    | ○  |    |    |    |    |    |
| 福井   |    |    |    |    |    |    |    | ○  |    |    |    |    |    |
| 長崎   |    |    |    |    |    |    |    | ○  |    |    |    |    |    |
| 佐賀   |    |    |    |    |    |    |    | ○  |    |    |    |    |    |
| 熊本   |    |    |    |    |    |    |    | ○  |    |    |    |    |    |
| 北海道  |    |    |    |    |    |    |    |    | ○  |    |    |    |    |
| 群馬   |    |    |    |    |    |    |    |    | ○  |    |    |    |    |
| 広島   |    |    |    |    |    |    |    |    | ○  |    |    |    |    |
| 高知   |    |    |    |    |    |    |    |    | ○  |    |    |    |    |
| 三重   |    |    |    |    |    |    |    |    |    | ○  |    |    |    |
| 岡山   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    | ○  |    |    |
| 徳島   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    | ○  |    |    |
| 大阪   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    | △  |
| 奈良   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    | △  |

(2003.3 小野寺作成)



の調査 イ、風土等民謡の背景調査 ウ、従来の調査状況 (2) 録音テープによる収録 ア、録音対象「原則として調査票による調査の際に同時に録音を行うものとした。」イ、録音方法「収録テープはカセットテープを原則とし、そのテープは六〇分ものを使用した。さらに、七インチオープンテープにも転写し、オープンテープは文化庁(東京国立文化財研究所)へ提出し、カセットテープは千葉県で保管することとした。」(3) 写真による記録をあげている。

青森県報告書の「調査概要」の「第六節 調査方法」では、一、事前調査 二、調査票による調査 三、録音テープによる収録・調査 (一) 録音者 (二) 対象「調査民謡リスト」による録音と、録音時に改めて伝承者に質問することによって、記憶を蘇らせてもらった曲についても録音した。また歌唱の前後に行ったインタビューも採録した。」(三) 使用テープ (四) 録音機・マイク (五) クレジット等「曲を録音する前に、次のクレジットを録音した。1 通し番号(地区別 録音順番号) 2 名称 3 伝承地(市町村名) 4 収録年月日 5 演奏者名。クレジット録音の後、約二秒の間隔を置いて、音叉によるa音(四四〇ヘルツ)を録音し、更に二秒をおいてから曲の録音を開始することにした。」とあり、「調査時の録音を編集し、文化庁に提出のものはオープンテープにダビングした。編集カセットテープは県教育庁文化課が保存する」としている。「第七節 報告書、テープ、収録記録票等の概要」一、報告書 二、編集テープ 三、調査票・収録票「調査票は県教育庁文化課が保管する。その内容、様式は二五頁参照。収録記録票はテープに添えて文化庁が保管する。収録記録費用の内容は七頁に示した。「様式2」によって、名称、伝承地、収録場所、テープのカウント、所要時間、歌唱者、演奏者等を記入した」としている。

このように、収録音源の内容や保管、提出について触れているが、実態はどのような状態であるのか。

## 音源の保存と責任

多くの県では、県と文化庁にマスターテープかコピーテープを保管、提出している。マスターテープの多くはオーブントープが使われ、初期の収録からは二〇余年が経っており、その劣化が懸念されている。

それ以前に、この調査とテープの管理について、再度確認すべきことがあるのではないだろうか。報告書の刊行に止まり、収録されている音源は未公開なのである。公開するためには、その手続き、収録内容の確認や整備など膨大な手間がかかることは理解の内だが、調査内容の性格から、音源の公開は必須ではないのか。次々と展開する年度事業の立案・予算確保・消化といった回転、コピーテープは取り置いても、マスターテープは提出してしまった、提出されても内容の対応がとれない、単に担当者が移動したというように、およそその内容が必要としない場所に、公開が望まれている音源は放置されている。音源の共有化、提供者や協力者への還元、作業に関与した方々の誠意や苦勞に対しても、事業主体者や保管部署では努力すべきではないのかと考えるのである。

しかし、徐々にではあるが、独自の努力は積み上げられつつある。

京都府のCD『京都府の民謡』三枚組（京都府教育委員会 平成四年）のブックレットは、「はじめに」に「その音（昭和五六・五七年度実施の民謡緊急調査で録音したもの）については、調査時の録音テープの保存にとどまり、広くご利用いただくことができませんでした。また、その録音テープも経年の変化で劣化がすすみ、保存の面でも問題が生じつつあります。そこでこの度、「緑と文化の京都」を推進するため、平成二年七月に創設された「緑と文化の基金」を活用し、その主要曲について録音盤を制作し、成果を永く保存するとともに、その普及を図ることにいたしました」とし、同「付 民謡緊急調査の概要」の「五、調査結果」では、「採録した民謡を編集し、そのマザーテープは京都府教育委員会で保管し、文化庁へ複写テープ及び資料を提出した。また、その調査報告書『京都府の民謡』を作成し、関係機関等に配布し、府内の図書館、資料館で利用に供している」としている。

三重県のCD『三重県の民謡 三枚組（三重県教育委員会 平成五年）のブックレットは、「一、この録音盤は、平成五年度に三重県の民謡伝承活動の一環として国庫補助を得て作成したものである。四、民謡の収録は曲種別にまとめ、曲名、伝承地、整理番号を順に記した。なお、整理番号は三重県教育委員会が平成二年三月に発行した『三重県の民謡―三重県民謡緊急調査報告書―』の整理番号であり、歌詞、歌唱者名、調査員名等についても同報告書を参照していただきたい」としている。

青森県の場合は、青森県立図書館などで、編集カセットテープが公開されている。これには、報告書第七節の「二、編集テープ」で示されているように、ケースの背文字に「青森県民謡緊急調査〔地区名 番／巻数〕、ケースの裏底に市町村名・使用テープレコーダーの機種名・編集者名・収録曲番号・曲名・カウント番号が記入されている。

民謡が伝承されていくには、音は不可欠であり、演奏家や研究者だけでなく、またさまざまな角度からその採集や保管、公開に苦心している。それにもかかわらず、二〇から一〇年前の全国の膨大な音源が放置されている現実がある。すでにこのテープにしか残っていない曲や歌唱があるはずだが、そのテープも劣化と戦っている。これらの事態が「民謡伝承の場」を止めているなら、まことに不幸で悲しいことである。

その手だての一つとして、音源を各県に戻し、あるいは各県の関心を喚起し、補助金などの措置を講じながら、公開の努力をすることも考えられる。また、関係学会などに事業や作業を委託することなども考えられるのではないだろうか。こうした努力は、結果的には行政の誠意として、人々の中に浸透していく。民謡を継承していくことになるのである。

おわりに

民謡伝承の場として、「民謡の担い手と歌の伝承」「日本民謡協会の役割と民謡民舞の発展」「県別民謡緊急調査の成果と課題」などについて述べてきた。ここでは二、三のまとめをすると、次のようになる。

第一に、民謡伝承の場の捉え方である。歌を歌う機会、歌の役割、人から人へ歌が歌い継がれていく方法などの視点があるが、とくに歌い継がれていく場では、無形の歌に歌い手の思いが色濃く投影されていく。歌に対する意志が歌い方や表現を決めていく。その思いを次の人が受け継いでいくのである。

第二に、民謡は、演奏家によって表現され、形を整えて人々に支持されていく。レコード化によって多くの人々に聞かれたり、歌い手を育てたりしている。発表の場を確保すること、仲間を作っていくこと、これらの後ろ盾となるのが組織である。その発足の背景となった必然や目指した理想などは、今日まで続く活動の基礎となっている。「民謡」を研究対象とするときに、こうした組織の動向は重要な要素として捉えなくてはならない。

第三に、歌に対峙するときには、実際の音があることが重要なのである。埼玉県では、民謡緊急調査報告書『埼玉の民謡』（昭和五六年）が刊行されたのと同時期に、埼玉県民謡協会が『埼玉県の民謡』（昭和五九年）を刊行した。これにはカセットテープ二巻がつき、本文は歌詞とともに歌い方（邦楽譜 五線譜）を入れている。民謡緊急調査では、伝承地や伝承者、歌詞やその分類は施されていても、音源の添付や歌い方の記述はない。だが、『埼玉県の民謡』では、その不備を補い、埼玉らしさのある歌の提供に努力している。資料集と愛好本と区別するのではなく、互いに埼玉という地域に伝承されている民謡を対象としているのである。また、『日本民謡大観』のCD発売は、新収録音源を含むが、人々が望んでいたものである。

民謡自体を見守り、継承に繋いでいくことと、「民謡伝承の場」を明るくおおらかな居心地の場に設えていくのは、我々の責務である。

## 注

(1) 入会方法は、正会員、賛助会員、準会員、団体会員がある。

正会員は、二〇名以上の会員で入会希望の場合、本部の資格審査の上、寄付行為（協会の根本的規則、一人入会金一〇〇〇円、会費年額三〇〇〇円）に基づき支部が認証される。会員には会員証が交付され、協会名簿に登録される。

賛助会員は、協会の業務並びに民謡民舞の普及拡大等に協賛する個人または法人（個人年会費一二〇〇〇円、法人年会費五〇〇〇〇円）。

準会員は、一五歳未満で協会に入会希望の方は準会員会費（年会費二〇〇円）を納入し支部に所属する。

団体会員は、保存会など特定の団体を一個の会員として登録するもの（入会金五〇〇〇円、年会費三〇〇〇〇円）。

(2) 『日本民謡協会史』町田佳聲監修 日本民謡協会 昭和五五年（一九八〇）、パンフレット「平成一一年度 民謡民舞全国大会 財団法人日本民謡協会 平成一一年（一九九九）、財団法人日本民謡協会ホームページ記載事項による。

(3) 「財団法人 日本民謡協会会報」は、年間六回発行され、平成一五年一月で第三二五号となっている。

(4) 「月刊文化財9」文化庁文化財保護部監修 昭和五六（一九八一）は、民謡の論述を特集している。

## 参考文献・資料

- ・『日本民謡協会史』町田佳聲監修 日本民謡協会 昭和五五年（一九八〇） 七一～一三六ページ
- ・パンフレット「坂脇尚基五〇周年記念 民謡人すじ」 坂脇尚基五〇周年記念公演大会実行委員会 平成一一年（一九九九）一八ページ
- ・パンフレット「平成一一年度 民謡民舞全国大会 財団法人日本民謡協会 平成一一年（一九九九） 八～九ページ
- ・「みんなようひとすじ坂脇尚基『月刊みんなよう文化』八月号 産経新聞社 昭和六一年（一九八六） 一二～一七ページ
- ・高橋昭「民謡編」『山梨県芸術文化史』第三部 山梨県芸術文化会議編 平成五年（一九九三） 四〇～四一三ページ

## [Summary]

## Transmission of Japanese Folk Songs

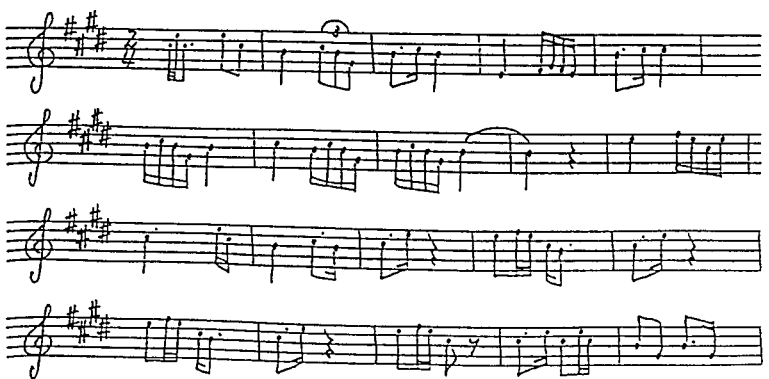
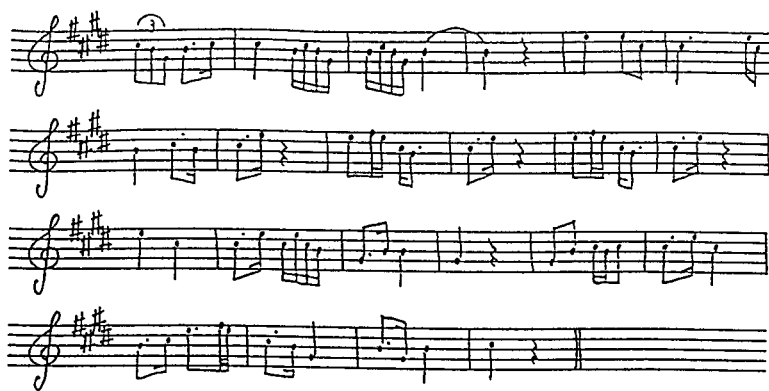
ONODERA Setsuko

In November 2002, in the process of investigating *kake'uta* (a type of music in which singers sing in turn) of the Tohoku district, the author had an opportunity of meeting a person who has been engaged in the transmission of Japanese folk songs. For his work of transmitting Japanese folk songs, which he sang impressively in a strong voice to the accompaniment of musical instruments, it was necessary not only to establish an organization but also to have connections with other similar organizations throughout Japan. The author was interested in the specific contents and roles of these organizations as well as the results of investigation of Japanese folk songs that was carried out throughout Japan in the 70s and 80s.

In this paper the author discusses and makes conclusions on the following three topics - transmission of Japanese folk songs, the role of the Japanese Folk Song & Dance Foundation and the development of folk songs and dance, and the results of urgent investigation of Japanese folk songs in different prefectures.

1. When songs are handed down, the singer's thoughts and feelings are greatly reflected onto the songs, which are intangible in nature. The singer's intention toward the songs determines the way they are sung.
2. It is the performer that gives expression to folk songs, but it is the organization that provides support and enables the performer to make adjustments so that the songs will be accepted by the people. The ideals that led to the establishment of such organizations form the foundation for their activities that have continued till now. Thus the activities of these organizations must be taken into account in studying "folk songs."
3. Sound is indispensable in the transmission of folk songs. Although efforts are made to collect sounds, store recorded sounds and replay them, a great amount of recorded data collected throughout Japan in the past 10 to 20 years have been left untouched and some of the tapes are in the process of deteriorating. Thus, measures should be taken to protect them. To this purpose, the author suggests returning them to their respective prefectures and making efforts to replay them, supporting these activities with financial subsidies, or entrusting them to related academic associations.

The musical score is written for a single melodic line in E major (indicated by four sharps: F#, C#, G#, D#). The time signature is 4/4. The first staff includes a 'rit.' (ritardando) marking. The second staff begins with a 4/4 time signature. The notation includes various rhythmic values such as quarter notes, eighth notes, and sixteenth notes, as well as triplet markings (indicated by a '3' over a group of notes). The score is presented on nine staves, with a double bar line after the first staff.





譜例 7

金ヶ沢鶏舞

佐々木 孝男 採譜

The musical score is written in G major (one sharp) and 2/4 time. It consists of 11 staves. The first six staves are grouped together, followed by a double bar line. The next two staves are also grouped, followed by another double bar line. The final staff concludes the piece with a double bar line and repeat dots. The notation includes various rhythmic values such as eighth and sixteenth notes, and several triplet markings (indicated by a '3' in a circle) are used throughout the piece.

## 譜例 6

三戸郡階上村平内地方

## 鶏 舞 “一本扇子”

(259)

♩ = 76

♩ = 69

セン ヤ ナー ム アー ミ ダー ハ エ プー

ツ ナー ム アー ミ ア ナー ム アー

♩ = 76

ミ ソ ナー ム アー ミ ダー プー

ツ ソ ナー ム アー ミ ダー

♩ = 66

サー ハ エ ヤー ハー

ヤー ハ エ ナ

♩ = 72

♩ = 88

1. 2.

三回繰り返し

『東北民謡集 青森県』(S31)による。

## 陸奥國三戸郡階上村

♩ = 84  
F#

三味線 上...

箏 打物

【81】

な -- む あ -- (ア) な -- む あ -- -- みだ な -- む あ -- -- み -- だ -- -- ぶ --

な -- む あ -- (ア) な -- む あ -- -- みだ な -- む あ -- -- み -- だ -- -- ぶ --

つ (ア) な -- む あ -- -- み -- だ

『日本民謡大観 東北篇』(S27) による。

譜例1 沼崎念仏鶏舞「通り」

譜例 2 沼崎念仏鶏舞「三国一」

譜例 3 沼崎念仏鶏舞「南無仏」

譜例4 下田町本村鶏舞仏壇念仏「七月」と「ヒキハ」

譜例5 鶏舞（一本扇子）『日本民謡大観 東北篇』（昭和27年）

譜例6 鶏舞“一本扇子” 『東北民謡集 青森県』(昭和31年)

譜例7 金ヶ沢鶏舞 佐々木孝男『伝承用マニュアルⅠ』（平成11年）

きねんま で ようしうとにたれや みそはぎや ことしはみずをば てにとり

ほとけにたむけて なみあみだ まーえはごくらく じょうどせーい ほとけのみにちも

みすじあり みーぎのみーちを ゆくものーは つるーぎのやーまへ でかける ぞ

ひだりのみーちを ゆくものーは はちまんじごくに おちいるぞ

なかなるみーちを ゆくものーは ごくらくじょうどを いくとかや しでのやま

いかなるひーとが すみそめた ゆーくとかならず にーどとーかえらぬ しでのやま

たーちやかたなで きりはらーい ねんぶつくどくで うかばせる

にーしにさいほう ごくらくーや あみだのじょうどに いまなおる がんじんじやくとく

じょうどせーい いっさいけいほう ちくだいし おうじうあらんこく なみあみだ

(ヒキハ) 4-5 J=112

## 譜例 4

下田町本村鶏舞仏壇念仏「七月」と「ヒキハ」

下田町本村郷土芸能保存会  
採譜者 小野寺節子

♩ = 88  
(七月)

唄え

笛

鉦  
太鼓

A部分 8拍

しちがつや もーののあわれな つきなれーば

〈唄え〉 A部分挿入：以下同様

のーにも やまにも あぶらひたくもの なみあみだ しちがつなのかの よきひなーり

おーやのおほかに たちむかい おーはかまいのり そのもどりー あーめのふらぬに

しほりそで しちがつのにさく ゆりのはーな ほとけにたむけて なみあみだ

おこうのけむりは ほそけれーど てーんのにほれば くもとなーる なみあみだ

まーえのおせがき はいのもんじを よんで みよ よーむによまれぬ なみだながれる

なみあみだ まーえのえのきに なにがなーる なみあみだぶつの ろくじなる

ちーち はてまの うまれーびーとー はーはーは はりまの うまれびと

ちーちにわかれて だいさんーねん はーはにわかれてきようでなのか なのかになれども

ひとよらぬ ひーとがよらぬも げにどうり ひーとつもうせば ちちのたーめ

あーたつもうせば ははのため あーとへもうせば あにのたーめ もひとつもうせば

わがために なーがきくさをば かまでかーる みじかきくさをば てでむしる

## 譜例 3

## 沼崎念仏鶏舞「南無仏」

沼崎念仏鶏舞保存会  
採譜者 小野寺節子

♩ = 84

唱え

ハйнаむ あーみーだ なんあーおつ ハイ なむ あーみー

笛

鉦  
太鼓

だーお つ ハイ なむ あーみ だーお つー

なあ むあ さっさー ヨイサノサー ソレ

ハイ

・平成10年8月13日、上北町沼崎本村共同墓地にて収録した音源により採譜。

## 譜例 2

## 沼崎念仏鶏舞「三国一」

沼崎念仏鶏舞保存会  
採譜者 小野寺節子

♩ = 84

唱え

ナ ハ ヤー イ    さん ごー く    ヤー イー いー    ちー    の  
 ナ ハ ヤー イ    みー だー ら す    ヤー イー かー    わー    と  
 ナ ハ ヤー イ    かー わー の ナ    ヤー イー ひー ろ    さー    は

笛

鉦  
太鼓

(ヤイ)    あー じー のー    やー まー    ゼイ    ソレ  
 て    かー    わー    ひー とー    つー    ヤイ    ソレ  
 ー    はー    ー ちー    まー んー    ー よー    ー じょう    ヤイ    ソレ

ソレ

ソレ

ソレ

ハイ

・平成10年8月13日、上北町沼崎本村共同墓地内にて収録した音源により採譜。

以下の譜例は下記論文の添付資料であるが、編集中に欠落した。お詫びするとともにあらためてここに収録するものである。(編集担当)

『芸能の科学』29 所載

「民俗芸能のマニュアル作成における成果と課題

ー青森県の『伝承マニュアル』を例にー」添付資料

小野寺 節 子

例 言

譜例は、1～4は筆者作成の譜例であるが、5は『日本民謡大観 東北篇』、6は『東北民謡集 青森県』、7は佐々木孝男氏作成譜例（『伝承用マニュアルⅠ』）を転載させていただいた。

譜例 1

沼崎念仏鶏舞「通り」

沼崎念仏鶏舞保存会  
採譜者 小野寺節子

♩ ≈ 84

笛

鉦  
太鼓

・平成10年8月13日、上北町沼崎本村共同墓地内にて収録した音源により採譜。